

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

埼玉県包括外部監査人が実施した令和六年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和七年六月十三日

埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	小 笠 原 薫 子
埼玉県監査委員	鈴 木 正 人
埼玉県監査委員	齊 藤 邦 明

令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
【指摘1】 防災基地等維持管理費 【228ページ】	<p>防災基地管理運営要領に記載されている「防災情報システム」について、現在は同システムの名称が「物資調達・輸送調整支援システム」が正しいため、要領の記載もそれに合わせて正しいシステム名に修正すべきである。</p> <p>埼玉県危機管理防災部では防災基地の管理・運営のためのマニュアルとして、「防災基地管理運営要領」を作成し、備蓄物資の管理、防災基地の任務等を定めている。当該「防災基地管理運営要領」の4備蓄物資の管理（4）在庫数の確認 エ 点検結果の集計において「在庫数確認の結果は、各搬出入所属が整備する備蓄物資の管理台帳に集計し、災害対策課へ報告するとともに、防災情報システムに反映させる」とあるが、この「防災情報システム」という名称は以前使用していた名称であり、現行は「物資調達・輸送調整等支援システム」が正しい名称であった。担当者の説明によれば、単純に当該要領の修正漏れということであった。</p> <p>この点、現地調査において、指摘をしたのち、速やかに修正されたことを確認した。</p>	<p>令和6年12月、防災基地管理運営要領に記載されている「防災情報システム」の名称について、「物資調達・輸送調整等支援システム」に修正した。</p>	災害対策課
【指摘2】 防災基地等維持管理費 【230ページ】	<p>防災基地管理運営要領において、実態に合わせて物資調達・輸送調整等支援システムへの入力を行う業務フローを反映させるべきである。</p> <p>防災基地管理運営要領 防災基地資料編によれば、表14（各種報告事例）において、例えば備蓄物資搬出済報告においてFAXを用いる旨の記載が見られるが、2020年から物資調達・輸送調整等支援システムが導入されているため、FAXではなく、システムに入力しているケースがある。当該システム導入に伴い、運用が変更されているため、当該要領について、記載の更新が必要である。</p> <p>この点、現地調査後に、県では速やかに防災基地管理運営要領の見直しを行い、当該システムを利用した業務フローが反映されていることを確認した。</p>	<p>令和6年12月、防災基地管理運営要領防災基地資料編の表14（各種報告事例）のうち、FAXによる報告に関する記載部分について、「物資調達・輸送調整等支援システム」などを活用した記載に変更した。</p>	災害対策課
【指摘3】 災害対策用物資備蓄費(防災基地)【242ページ】	<p>備蓄品リストに納入時期や使用期限についても記載すべきである。</p> <p>備蓄品リスト（令和5年度 災害用備蓄物資定期点検 報告様式）についてカセットコンロやコンロ用ボンベなど備蓄品リストの一部について納入時期及び使用期限が記入されていないものがあった。納入時期や使用期限は当該備蓄品が使用に耐えるか否か非常に重要な情報であり、概観性を確保する観点からも棚札からの転記を徹底して備蓄品リストに記載すべきである。</p>	<p>令和6年12月、備蓄品リスト（令和5年度 災害用備蓄物資定期点検 報告様式）に納入時期及び使用期限を追記した。</p>	災害対策課
【指摘4】 災害対策用物資備蓄費(防災基地)【243ページ】	<p>未更新の棚札については、速やかに更新すべきである。</p> <p>肌着が保管されているが、棚札を見ると、昭和52年に購入したとの記載があった。確認したところ、古い棚札が貼られていたもので、肌着は昭和52年に購入したのではなく、最近購入したものであるとのこと。</p> <p>なお、現地調査後、残ったままになっていた古い棚札を処分したとのことである。備蓄物資については、賞味期限や使用期限で管理しており、備蓄品については、必要に応じて開封するなど、物資の状態を確認し、適切に管理できているとの回答を得ている。</p>	<p>令和6年12月、未更新の棚札は撤去し、更新した棚札を設置した。</p>	災害対策課